

4月の
TOPICS

4月6日～15日

春の全国交通安全運動

交通事故は、いつ、どこで起こるかわかりません。これを機に、常日頃からルールを守りマナーの実践を習慣づけ、加害者・被害者にならないよう十分に交通安全を心がけましょう。今回の重点は次の5項目です。

●子どもと高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止：交差点では、必ず左右の安全確認をしましょう。

●自転車の安全利用の推進：「自転車安全利用五則」を活用し、信号遵守と一時停止・安全確認などの交通ルールを守って安全な通行を心がけましょう。

●全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底：チャイルドシートは、子どもの年齢や体格にあったものを正しく着用させましょう。

●飲酒運転の根絶：ドライバーは「飲んだら乗るな、乗るなら飲むな」を遵守しましょう。

●二輪車の交通事故防止：二輪

車運転者は、安全な速度で走行し、交差点では一時停止するなど必ず左右の安全確認をし、直進する際は、対向車の動きに十分注意しましょう。

問合先 道路公園課



4月18日～27日

春の地域安全運動

～みんなで力をあわせて安全・安心まちづくり～

ひったくり被害防止

キャンペーン

自転車でお越しの人（先着100台）に限り、ひったくり防止カバーを無料で取付します。

日時・場所

●4月19日(木) 午前10時30分～

マルナカ泉佐野店 駐輪場

●4月24日(火) 午前10時～

マックスバリュ羽倉崎店 駐輪場

「ナンバープレート盗難防止

ネジ取付キャンペーン

自動車でお越しの人（先着30台）に限り、無料で取付します。

日時 4月21日(土) 午前10時～
場所 イオンモール日根野

駐車場

※字光式ナンバー・外車・特定の軽自動車など、一部取付不可の車種もありますので、ご注意ください。

「春の地域安全フェスタ」

日時 4月21日(土)

午前11時～午後4時

場所 イオンモール日根野

であいの広場

内容 オリジナルブザー作成・アイデアブザーデザイン画展示、子ども向け防犯イベント、介護施設員による特殊詐欺被害防止教室、大阪府警本部音楽隊によるスプリングコンサート

問合先 泉佐野警察署

(☎464・1234)

※天候などの事情により、予告無しに中止・変更する場合があります。



平成30年度 就学援助制度

小・中学校での学習に必要な費用の保護者負担を軽減するため、その一部を援助します。

※毎年申請が必要です。

対象 市内小・中学校に就学する児童・生徒の保護者で、諸事情により経済的に困窮し、経済状態が生活保護基準に準ずる程度と認められる世帯

申請・問合先 4月に学校で配布する申請用紙に記入し、5月31日(木)(当日消印有効) までに直接または郵送で☎598・8550

申請・問合先 4月に学校で配布する申請用紙に記入し、5月31日(木)(当日消印有効) までに直接または郵送で☎598・8550

かんくうNEWS

問合先 関西国際空港案内(☎455-2500)
ホームページ <https://www.kansai-airport.or.jp/>

■「関空旅博2018」開催決定！

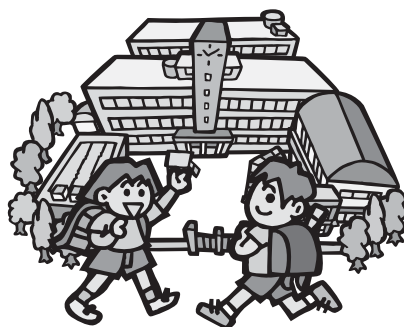
西日本最大級の旅行フェスティバル「関空旅博～世界に一番近い旅の博覧会～」を5月19日(土)・20日(日)に開催します。今年で14回目となるこのイベントは、国内外の政府観光局や航空会社によるブース出展や、世界各地の魅力をギュッと伝える海外旅行セミナー、世界各国のご当地グルメを味わえる屋台など、旅行気分を満喫できる充実したコンテンツが盛りだくさんです。ぜひ、関西国際空港へお越しください。

詳しくはホームページ (<http://kanku-tabihaku.com/>) をご覧ください。

■約18年ぶりに関西＝新潟線が再開！

3月1日(木)より、関西を拠点とするLCC(格安航空会社)のPeach Aviationが1日1往復で関西＝新潟線の運航を開始しています。関西国際空港では約18年ぶりとなる新潟線の就航です。新潟は、米どころ、酒どころとして有名で、日本海に面した新鮮な魚介類もおいしい地域です。また、スキーや温泉など大自然の魅力を感じられる観光スポットも数多くあります。ぜひこの機会に、お手頃なLCCを使って、関西国際空港から新潟へ出かけてみませんか。

KIX Kansai International Airport



泉佐野市役所学校教育課へ
※期日を過ぎると、援助の対象は申請した月からとなります。



駅舎をバリアフリー化 南海本線「鶴原」駅

南海本線「鶴原」駅の駅舎バリアフリー化工事が完成しました。これは、各ホームへのスロープや手すり、内方線ブロック、多機能トイレなどをはじめ、山側ホーム（和歌山方面行きホーム）側に新たに改札口を整備（3月24日（土）から利用可）したものです。これにより、高齢者や障害者のみなさんが使いやすくなったほか、新改札口が出来たことで、すべての利用者にとって、より使いやすい駅となっています。

問合せ 都市計画課

思いがけない妊娠の悩み相談 にんしんSOS

「思いがけない妊娠」に悩むあなたの気持ちに寄り添って、必要な正しい情報を伝え、続けてサポートが受けられるように適切な支援サービスを紹介いたします。電話やメールで相談対応します。※相談無料。メールでの相談など、詳しくはホームページ（にんしんSOS大阪）で検索をご覧ください。

相談電話番号

0725・51・7778

（祝日を除く月～金曜日 午前10時～午後4時）

問合せ 健康推進課

※「にんしんSOS」は大阪府の委託を受けて大阪府立母子保健総合医療センターが運営しています。



5月13日は市議会議員一般選挙の投票日です！
～母の日に まちの行方が 決まります～

投票所来場証明書について

これまで投票所で希望者に配付していた「投票済之証」から、投票所に来られたことを証明する「投票所来場証明書」（今回は薄ピンク色）に変更します。

必要な人は、投票所から出られる際に「来場証明書が欲しい」と係員にお申し出ください。

問合せ 選挙管理委員会事務局
※市議会議員選挙について、詳しくは広報5月号に掲載します。



平成30年5月13日執行

泉佐野市議会議員一般選挙

見本

投票所来場証明書



みんなの一票大切に！
泉佐野市選挙管理委員会

消防本部からのお知らせ

4月1日から

違反対象物公表制度が始まります

建物の利用者自らが、その建物の火災危険性に関する情報を入手することにより、防火安全性の判断と認識を高めるとともに、建物の関係者による防火管理業務の適正化および消防用設備等の適正な設置促進を図るため、建物の重大な消防法令違反の情報を公表する制度です。

消防法で「特定防火対象物」と定められている遊技場、飲食店、物品販売店舗、宿泊施設、病院、社会福祉施設など、不特定多数の人が利用する建物を対象とします。

◆重大な消防法令違反とは…

消防法で設置が義務となる、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備または自動火災報知設備が設置されていない違反が該当します。

◆公表の方法と内容

立入検査で違反が確認され、一定期間が経過してもなお違反が継続している場合、泉州南消防組合のホームページに建物の名称、所在地、違反の内容などを公表するもので、違反の是正が確認されるまでの間継続します。

問合せ 泉州南広域消防本部 予防課
（☎469-0886 Fax460-2119）

平成29年中の火災・救急・救助の概況

泉州南消防組合管内（泉佐野市）における火災・救急・救助の概況は次のとおりです。救急件数も年々増加しています。いざと言う時に救急車が出勤中ではなかなか来ないという状況にならないためにも、救急車の適正利用にご協力よろしくお願いします。

- 火災**
- 火災件数…25件
 - 死者0人、負傷者6人
 - 損害額…2億7,503万6千円
 - おもな火災原因…放火（疑い含む）、こんろ
- 救急**
- 救急出動件数…6,455件
 - 救急搬送人員…5,982人
- 救助**
- 救助出動件数…83件
 - 救助人員…42人

問合せ 泉州南広域消防本部 警備課
（☎462-1080 Fax460-2119）



公園墓地 永代使用者募集

所在地 檀波羅公園墓地

(中庄1231番地)

募集区画 5区画

(1区画: 2.25㎡)

永代使用料 98万円

申込・問合先 4月9日(月)～25

日(水)(土・日曜日除く)に「泉

佐野市公園墓地使用申込みのし

おり」を入手し、所定の用紙に

必要事項を記入・押印のうえ、

必要書類を添えて環境衛生課へ

※しおり・募集区画地図は環境

衛生課にあります。しおりはホー

ムページ (<http://www.city.izu>[misanol.jp/kakuka/seikatsu](http://www.city.izu)[/kankyo/menu/bochi/14401](http://www.city.izu)[42590696.html](http://www.city.izu)) からダウン

ロードもできます。

抽選日 5月20日(日) 午前10時

市役所5階第一会議室

※申込者が募集区画数を超えな

い場合でも場所の抽選を行いま

すので、必ず参加してください。

墓地の花ガラ置場

檀波羅公園墓地や町会管理墓
地の花ガラ置場は、墓地の花ガ
ラ専用です。家庭から出たごみ
や粗大ごみなどは回収できませ
ん。みなさんが気持ちよく墓地

施設を利用できるよう、ご協力
をお願いします。

問合先 環境衛生課

紙類、古着、水銀を用いた
製品の出し方

紙類は品目ごとに分け、ビ
ニールやガムテープなどの異物
は取り除いて、ひもで十字にし
ばって出してください。(新聞
は、販売店からもらう排出用の
ビニール袋が使用できます。)
段ボール、紙袋などを排出用の
容器として使用したもの、異な
る品目を一緒にしたもの、紙類
以外の粗大ごみなどを混入した
ものは回収できません。

悪い例



古着は、市販の無色透明な袋
(45ℓ程度まで)に入れて出して
ください。また、家庭で不用に
なった体温計、血圧計など、水
銀を用いた製品の処分について
は、直接問い合わせてください。

問合先 環境衛生課

宅配便を活用したパソコン・小型家電の回収

問合先 環境衛生課

本市と小型家電リサイクル法の認定事業
者「リネットジャパン株式会社」は、使用
済小型家電の回収について協定を結び、連
携・協力してパソコン・小型家電のリサイ
クルに取り組んでいます。パソコンの回収
は無料(1箱分)で利用できます。データ
の消去方法がわからないなど、パソコンの
廃棄にお困りの人は、ぜひ利用してくださ
い。従来の回収も引き続き行いますので、
利用しやすい方法でリサイクルにご協力を
お願いします。

リネットジャパンによる回収は、インターネットで申し込むだけで、宅配事業者が
希望日時に自宅まで回収に伺います。

回収品目

●パソコンおよび小型家電400品目以上

※テレビなど家電リサイクル法対象品や石油・ガスを利用する製品は対象外。詳しく
はリネットジャパンホームページをご覧ください。

●箱のサイズは3辺の合計が140cm以内の段ボールで、重さ20kg以内

※箱はご自身で用意してください。箱に入れば何点入れても回収可能

料金

	1箱目	2箱目以降	備 考
パソコン本体のみ	市民は無料	1,500円(税別)	各種オプションサービ スを利用の際は、追加 料金が必要です。
パソコン本体と小型家電			
小型家電のみ	1,500円(税別)	1,500円(税別)	

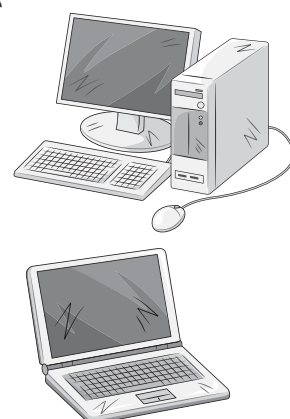
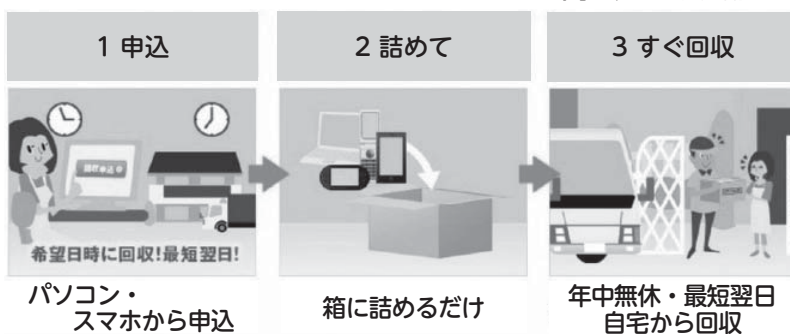
申込

●リネットジャパンのホームページ (<http://www.renet.jp>) から申し込んでください。

●市役所環境衛生課に設置の専用ファックス用紙でも申込ができます。(環境衛生課のホーム
ページからダウンロードもできます。)

※電話での申込はできません。また、事業者は利用できません。

小型家電の宅配便回収は、リネットジャパン株式会社が取り組む独自のサービスです。利用
料金や利用方法が変更となる場合がありますので、詳しくはリネットジャパンのホームページ
で確認してください。



税

問合先 税務課

固定資産税

■固定資産課税台帳（土地・家屋）の縦覧・閲覧制度

昨年中に土地や建物に異動（売買・贈与・相続・分筆・地目変更・建物の取り壊しなど）があった人は、縦覧・閲覧制度を利用し確認してください。
※詳しくは広報3月号をご覧ください。

■不服審査申出

平成30年度は地方税法に定められた基準年度にあたるため、固定資産の価格（評価額）に関して不服がある場合は固定資産評価審査委員会に審査の申出ができます。

受付期間 公示日（4月2日（月）予定）以降納税通知書を受け取った日から3カ月以内
申出先 固定資産評価審査委員会

（総合行政委員会内）



■低所得者世帯への固定資産税の減免制度 ※要申請

低所得者世帯に対し、固定資産税・都市計画税の減免制度があります。高齢などで収入が少ない次の対象者が所有する居住用資産のうち、一定要件の範囲で、土地・家屋の税額を2分の1減免します。

対象

- 次の要件をすべて満たす所有者
- 本人が65歳以上・重度の障害を有する・寡婦・寡夫のいずれか
- 本人および生計を一にする人全員の所得が、市民税均等割非課税限度額以下の所得である
- 本人が居住している資産以外に土地・家屋を所有していない
- 家屋の延べ床面積が120㎡以下
- 土地・家屋の固定資産税（都市計画税含む）の年税額が10万円以下

必要な物

固定資産税納税通知書、印鑑

申請 納期限（平成30年度1期分から申請の場合は5月31日（木））までに税務課へ

※納税が困難な世帯の負担軽減という主旨から、すでに納付済の税額については減免を受けることができません。

法人市民税に係る開設届を

法人市民税とは、市内に事務所、事業所、寮などがある法人、人格のない社団（収益事業を行うものに限る）などが納める税金です。市内に新しく会社を設立したとき、事務所などを開設したときはその旨の届出が必要です。（税務署および府税事務所への提出とは別に届出が必要）

法人市民税には、国税の法人税額を課税標準として算出する法人税割額と、資本金等の額と市内の従業者数により算出する均等割額とがあり、事業年度終了の日の翌日から2カ月以内に、申告書を税務課へ提出するとともに、法人税割額と均等割額の合計額を納付していただくことになっています。

※赤字決算となり、国税の法人税額が0円となった場合も、均等割がかかりますので、申告と納付が必要です。申告義務があるにもかかわらず申告書の提出がない場合、未申告法人として調査し、その結果により決定課税の行政処分をすることがあります。



国民年金

問合先 国保年金課

平成30年度の国民年金保険料が「月額16,340円」に改定されました。

学生納付特例制度

国民年金保険料の納付が困難な学生に、納付を猶予します。
※過去2年分までさかのぼって申請できます。

対象 学校教育法に規定する大学（大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専門学校、専修学校）などに在学する20歳以上で、本人の前年所得が一定額以下（単身の場合118万円など）の学生
※いづれも夜間部・定時制・通信教育課程含む

申請 国保年金課

審査・決定 日本年金機構

■承認を受けた期間は…

● 期間中に障害や死亡など不慮の事態になったときに、受給資格があれば障害基礎年金や遺族基礎年金が支給されます。

● 年金の受給資格期間に算入されます（老齢基礎年金の年金額には反映されません）。

● 期間中の猶予された保険料は、承認を受けた月から10年以内であれば追納（さかのぼって納めること）ができます。

※承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

■申請はお早めに

対象期間 4月分～来年3月分
必要なもの 個人番号または基礎年金番号が確認できるもの、学生証など学生である証明、印鑑（本人が署名する場合は不要）
※平成30年1月1日現在、市内在住でない場合は、前年所得を証明するもの（課税証明書など）も必要な場合があります。

■前年度承認を受け、今年度も在学中の人の申請

承認には毎年申請が必要ですが、前年度承認を受け4月以降も在学予定であることが確認できた人には、日本年金機構からハガキ形式の「国民年金保険料学生納付特例申請書」を送付しています。引き続き在学中の場合は、必要事項を記入し返送すれば、市役所での申請は不要です。

【従来どおりの申請が必要な人】

- 在学中の学校などが変わった
- 前年中は一定額以上の所得があったが、今はない
- 申請書が届かなかった

※詳しくは問い合わせてください。